

令和6年度 三豊市成年後見制度利用促進審議会

日 時：令和7年1月16日（木） 16：00～17：30

場 所：三豊市役所危機管理センター2階 201・202 会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

（1）成年後見制度利用促進に関する取組について

・地域連携ネットワーク

①広報機能

②相談機能

③成年後見制度利用促進機能（受任者調整）

④後見人支援機能

（2）市民後見人養成状況について

（3）関係機関との連携について

・県社会福祉協議会

・医療機関、介護施設、障がい者施設

・専門職団体

・家庭裁判所

4. その他

5. 閉会

三豊市成年後見制度利用促進審議会 委員

(順不同、敬称略)

番号	役 職 名	役職名	委員
1	三豊・観音寺市医師会	理事	大塚 智丈
2	三豊市民生委員児童委員協議会連合会	会長	前田 昭文
3	香川県弁護士会	弁護士	秋月 智美
4	香川県司法書士会	司法書士	原田 祥一郎
5	香川県社会福祉士会	社会福祉士	三瀬 誠
6	高齢者分野関係者（介護サービス事業者協議会）	会長	仁井 昌彦
7	高齢者分野関係者（介護サービス事業者協議会）	理事	筒井 達也
8	障害者分野関係者（三観地域自立支援協議会）	協議会代表代理	高木 恵子
9	学識経験者（四国学院大学）	教授	西谷 清美
10	香川県社会福祉協議会 地域福祉部	部長	十河 真子
11	三豊市社会福祉協議会	事務局長	小野 敬二
12	三豊市社会福祉協議会	法人成年後見等 事業担当	嶋田 真理子
13	高松家庭裁判所（オブザーバー）	首席書記官	松岡 正樹
14	高松家庭裁判所観音寺支部（オブザーバー）	庶務課長	緒方 慎也

	(事務局)		
	三豊市健康福祉部	部長	田中 昌和
	三豊市健康福祉部 福祉事務所 福祉課	課長	内田 雅人
	三豊市健康福祉部介護保険課	課長	組橋 延子
	三豊市地域包括支援センター	センター長	大西 加余子
	建設部建築住宅課（オブザーバー）	主任主事	松岡 虹介

3. (1) 成年後見制度利用促進に関する取組について

➤ 三豊市の概況(令和 6 年 4 月 1 日)

総人口	61,087 人
世帯総数	26,393 世帯
65 歳以上人口	22,547 人
高齢化率	36.9%

住民基本台帳より

➤ 地域連携ネットワーク

① 広報機能

中核機関チラシ設置先	配布先
市内公的機関	30 件
市内医療機関	26 件
近隣調剤薬局	53 件
市内金融機関・商店等	38 件
出前講座等	随時



設置チラシイメージ

○ 成年後見制度に関する啓発セミナー

日時: 9 月 25 日(水) 10:00~11:00

場所: 三豊市役所

講師: 司法書士 上内洋平氏

内容: 成年後見制度の説明等

参加者: 20 人

(60 代、5 人・70 代、12 人・80 代以上、3 人)

アンケートより

- ・今後も機会があれば話を聞きたいです。
- ・事例が身近な話で、分かりやすかった。
- ・財産をどうしたらいいのか考えています。
- ・もっと勉強しなければと思った。
- ・難しい話だが、逃げられない話だと思った。



②相談機能

・成年後見制度利用状況(三豊市)

成年後見制度利用者数	65 歳以上	72 人	65 歳未満	46 人
類型別利用者数	成年後見	保佐	補助	任意後見
	72 人	44 人	2 人	0 人

高松家庭裁判所(令和 6 年 10 月 1 日)

・成年後見制度に関する相談件数と首長申立

	項 目	R1	R2	R3	R4	R5
三豊市	成年後見制度に関する相談()内は実件数	218 (56)	258 (58)	358 (78)	335 (138)	181 (75)
	首長申立件数	12	11	9	14	4
香川県	申立件数	264	325	296	280	293
	首長申立件数	74	88	87	85	79

※1 月から 12 月の 1 年間(高齢者と障がい者を合算)(件)

・三豊市成年後見人等報酬扶助(令和 5 年度申請分)

報酬助成申請	実件数
障がい関係	9 件
高齢者関係	5 件

③成年後見制度利用促進機能(受任者調整)

【ケース概要(別紙)】

④後見人支援機能

【ケース概要(別紙)】

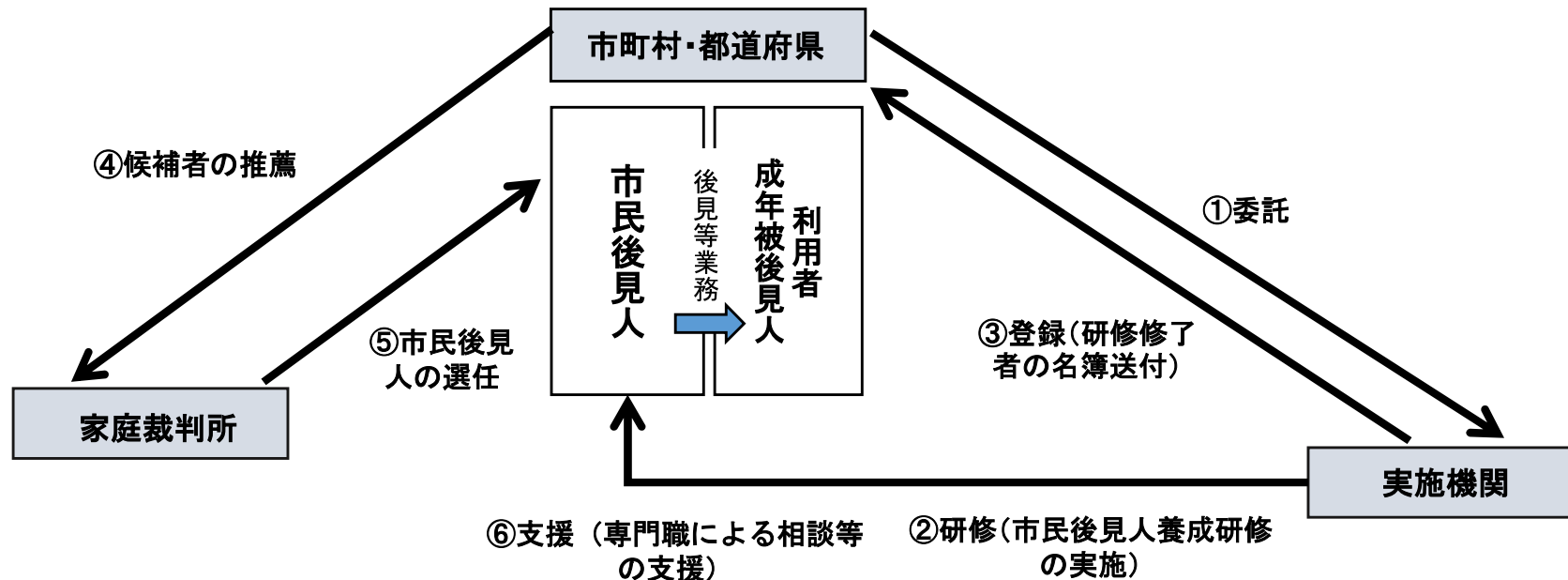
◎成年後見制度利用促進に関する課題

- 市民や医療・福祉関係等への制度周知が不十分
- 身寄りがいない人の施設入所の際に成年後見制度の利用を求められる
- 後見人への支援体制

3（2）市民後見人養成状況について

市民後見人は、弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等である。市民後見人は、成年後見制度の担い手という観点のほか、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点から養成を進めていく必要がある。

市民後見人養成のイメージ



■ 市民後見人養成状況について

社会福祉法人
三豊市社会福祉協議会



令和6年度 三豊市市民後見人養成フォローアップ研修 内容一覧

日付・時間	場所	内容	講師
R6.8.2 (金) 10:00-11:30	三豊市豊中庁舎 3階 セミナールーム	身寄りのない方への支援	三瀬社会福祉士事務所 三瀬 誠氏 (社会福祉士)
R7.2月頃 (予定)	三豊市豊中庁舎 (予定)	未定	未定

その他、社協の市民後見推進事業の取り組み

- ・ R6.5.14 丸亀市社協 訪問 (ヒアリング等)
- ・ R6.6 各種マニュアル等の作成
- ・ R6.7.30 A支援員 個別面談→市民後見人へのステップアップの意向確認
- ・ R6.9.6 市民後見人等交流会参加
- ・ R6.9.19 県ヒアリング調査対応

令和3年度～ 支援員活動実績

年度	日自支援員※ (延べ支援回数)	法人後見支援員 (延べ支援回数)	合計
令和3年度	34	11	45件
令和4年度	63	26	89件
令和5年度	63	38	101件
令和6年11月まで	33	29	62件

令和6年8月20日

受任者調整会議にて、社協法人後見から、市民後見人（法人監督人付き）への移行について検討

令和6年10月17日

三豊市社協の辞任→市民保佐人の選任

※日常生活自立支援事業支援員

～市民後見人の声～活動にあたっての思い～

市民後見人： S さん

令和元年に退職したこともあり、これから先、何か人の役に立つ仕事ができたらと思っていた時、市民後見人養成講座の受講の声がかかり、「こんな私にできるのだろうか」と不安を抱きながらも興味津々で受講しました。

講座終了後は、法人後見支援員として活動を開始し、何にもわからない私を社会福祉協議会のスタッフの方が優しく手取り足取り指導をしてくださり不安もなくなり、初めて担当させていただいた方への毎月の訪問をスタートしました。

その方の心身の状況や将来の不安などしっかりと傾聴することや状態観察をすることで施設の方や社会福祉協議会の方々と連携を取りながら見守り安心して生活していただく、ご利用者様の声を聴きそっと寄り添える使命感を持ってお世話させていただく、経験未熟な私ですが、今はそんな気持ちでいっぱいです。

【 S さんの活動履歴】

- ・ 令和2年度 三豊市市民後見人養成講座 修了 市民後見人候補者登録
- ・ 令和3年11月 三豊市社会福祉協議会の受任する法人後見のケースの支援員としての活動を開始
- ・ 令和6年10月 高松家庭裁判所 観音寺支部より、市民後見人として選任される
- ・ 市民後見人フォローアップ研修受講や法人後見支援員活動も継続中

まとめ・今後の課題

△養成から市民後見人の誕生までに時間を要した

- ・適切なケースがなかった（コロナ禍での面会制限）
- ・不動産管理・親族との関係性などに課題があった

○受講者・登録者の活躍について

- ・日常生活自立支援事業の生活支援員、法人後見支援員の活動につながった社協職員とは違った対応もあり、支援員が本人にとって身近な存在となっているケースも複数ある

※今後に向けて…

- ・法人後見を担う職員の人材確保・育成
- ・市民後見人をバックアップできる組織体制の構築
- ・第2期市民後見人養成講座の開催

3(3)関係機関との連携について

- ・県社会福祉協議会

- ・医療機関、介護施設、障がい者施設

- ・専門職団体

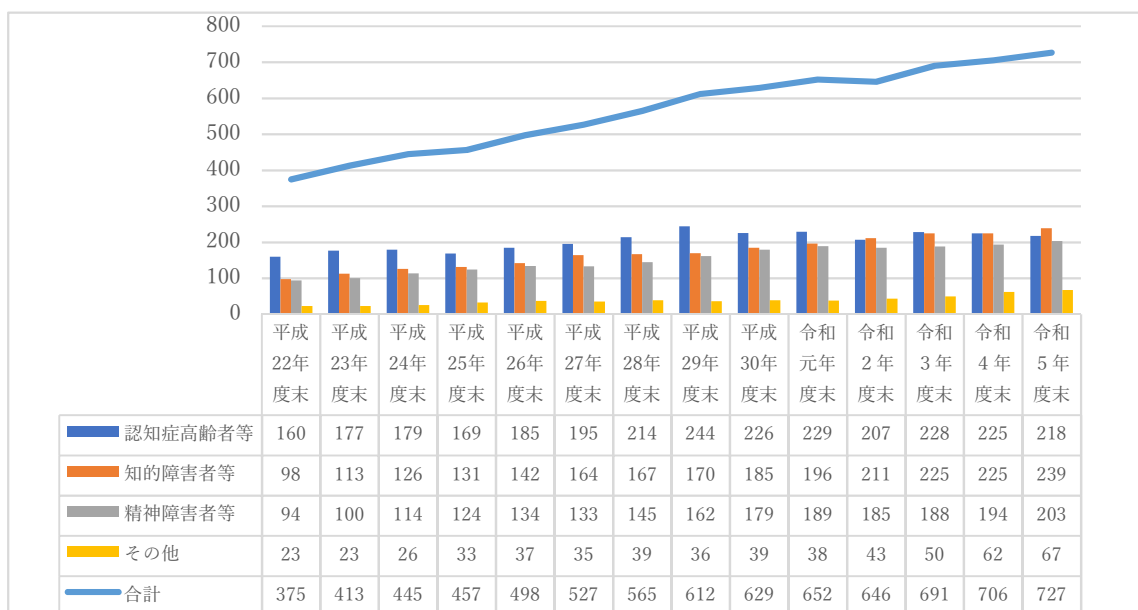
- ・家庭裁判所

権利擁護支援の取組について

1 成年後見制度利用促進の動き …厚生労働省資料

2 香川県内の取組

(1) 日常生活自立支援事業



- ・ 知的障害等、精神障害等で利用される方の人数、割合が増加。
- ・ 家族がいない、いても関わりが少ない方が利用されることが多い。このため、ご本人が死亡された際に、通帳等の預かり物を返還できない場合があり、弁護士会、司法書士会の協力のもと対応を検討している。
- ・ 現金支払い、通帳管理の時代からキャッシュレスへの流れにどう対応するか。(金融機関の支店の統廃合、両替や金種指定の際の手数料等への対応も。)
- ・ 日常生活自立支援事業の今後のあり方

(2) 成年後見制度

(3) 参加支援・地域づくり

○生活支援員、市民後見人の養成、活躍支援の視点

- ・ 高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市・東かがわ市、三豊市、宇多津町、善通寺市・琴平町・多度津町・まんのう町で市民後見人の養成に取り組んでいる。※下線は、実際に成年後見人としての活動を開始しているところ。

○今後の活動支援に向けた検討

- ・養成研修を受講された方が引っ越し等で居所が変更になった場合の取扱い。
- ・複数の市町での活動を希望される市民後見人候補者への活動支援のあり方。
- ・後見監督のあり方、後見監督への報酬助成に関すること（市町の要綱の見直し）。

（４）意思形成・決定支援、生活支援、死後事務への取組について

- 観音寺市 …医療機関における取組
- 多度津町・多度津町社協 …「身寄りのない方にかかわる支援者・
機関のためのガイドライン」作成
- 琴平町社協、高松市社協、土庄町社協 …生活支援・死後事務の取組

《参考》香川県内の市町社協における生活支援・死後事務の取組

	対象	内容（概要）	費用（概要）
高松市社協	(1) 高松市に住所を有し、かつ居住していること。 (2) 70歳以上の単身者又は同居者が全て70歳以上の高齢者のみで構成されていること。 (3) 事業の契約内容について判断し得る能力を有していること。 (4) 生活保護を受給していないこと。 (5) 原則として子がないこと。	(1) 見守りサービス…基本サービス (2) 生活支援サービス…個別サービス (3) 入退院時・入退所時支援・保証機能サービス…個別サービス (4) 書類預かりサービス…個別サービス (5) 死後事務委任サービス…基本サービス	・契約時事務手数料 50,000 円 ・月額基本料金 12,000 円 ・サービス利用料金 2,500 円/時間 預かり 1,000 円/月 ・死後事務 50 万円以上 ・事務手数料 10 万円
琴平町社協	琴平町在住で、本事業を利用することを希望する人	1 公的サービスの利用料及び支援に係る交通費等実費は利用者負担とする。 ①食事サービス 配食 400 円（委託費一食 700 円）、会食 350 円おかずのみ 350 円 ②ホームヘルパー派遣 生活管理指導員派遣事業、1 時間）200 円（委託費 2,000 円） 軽度生活支援サービス、1 時間）100 円（委託費 1,000 円） 特別生活支援サービス、1 時間）1,000 円 ③日常的金銭管理等支援サービス月額 1,000 円 ④日常生活自立支援事業 1 時間 1,500 円（県社協委託） ⑤洗濯 1 回 400 円 ⑥生きがいディサービス おおむね 500 円（委託費 2,000 円） ⑦福祉用具貸与：車いす・歩行器 1 日 100 円（月 800 円） ⑧福祉車両 1 キロ 30 円 車輛貸出 1 台 1,000 円 2 死後対応事務経費は別途定める。（別表 2） 3 意思確認を行い、本人の意思を尊重することに努める。 4 利用料：契約締結時より毎月 1,000 円	（死後事務） ①訪問し対応（入院・入所の場合） ②葬儀社に連絡し、打合せ ③通夜、告別式段取り ④お通夜 ⑤告別式 ⑥骨上げ及び納骨（永代含） ⑦病院及び施設等からの荷物引き上げ・処分（処分費用は実費を業者に支払う） ⑧支払い関係の整理 ⑨住居に関する事（処理業者へ実費を支払う） ⑩その他必要な手続き ①～③までの対応 15,000 円 ④～⑤までの対応 10,000 円 ⑥⑦5,000 円⑧8,000 円⑩2,000 円

○土庄町社協は、令和7年度から琴平町社協の取組を参考に取り組み開始予定。

4. その他

空家をお持ちの皆様へ

ご案内

三豊市の空家関連制度

をお持ちの空家、こんなお悩みありませんか？



- ・住まない空家をどうしようか迷っている
- ・定期的な管理や傷んでいる部分の補修ができない
- ・空家が壊れかかって、近隣の人に迷惑がかかったらどうしよう
- ・遠くに住んでいて、空家の様子が分からない



空家関連事業

●三豊市空き家バンク制度

空家所有者と空家購入希望者等のマッチングをサポート

●三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業

空き家バンク登録物件を購入し居住する方に対し、その改修費用に補助金を交付

●三豊市老朽危険空き家除却支援事業

老朽化し、危険な空家の除却工事に対し、補助金を交付

●三豊市空家等管理事業者登録制度

空家等に関する業務をされている業者を紹介

上記の事業に関するお問い合わせ

三豊市役所 建設部 建築住宅課
電話番号 0875-73-3044
FAX 0875-73-3047



三豊市公式HP



三豊市移住定住HP
みとよ暮らし手帳

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「法」という。)第14条第2項の規定に基づき、三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、三豊市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) 法第14条第1項に規定する三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再委嘱されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の審議会の招集)

2 審議会については、会長が選任されるまでの間は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略